

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
5	藤井雅之 (14)	<p>◆財政政策について</p> <p>(1) 臨時財政対策債の返済について 当対策債の返済分について流用することなく償還をしていくべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>(2) 創設された「地域社会再生事業費（仮称）」について 地域社会再生事業の太宰府市への配当額をどの程度見込んでおられるのか伺う。</p>

【質問本文】

1 財政政策について

(1) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は2001年度に導入され、国が地方自治体に配分する地方交付税の財源不足を補うため自治体が民間金融機関などから借金をして立て替え、返済資金は国が交付税措置を取る仕組みで運用されています。

昨年12月10日の福岡県議会において、臨時財政対策債の返済を先送りにした累積額が明らかになり、国から返済のために交付を受けた財源を違う内容で執行し、事実上の流用している事が問題になりました。

太宰府市においてもこれまで臨時財政対策債が発行されていますが、福岡県と同様の実態はないのか伺います。国はこの間、地方交付税についても三位一体改革以降、以前はしぼりのあった交付金なども交付税に参入して、地方自治体において各種事業費の算出など難しくしてきた事がありますが、臨時財政対策債の返済分については流用することなく償還をしていくべきと思いますが見解を伺います。

(2) 地域社会再生事業費

政府は2月4日に2020年度の地方財政計画を閣議決定し国会に提出しました。

地方自治体にとって最大の関心は主に地方税や地方交付税など一般財源の総額がどうなったかという事ではないでしょうか。一般財源とは基本的に使い道を自治体の裁量で決める財源の事です。総務省は20年度の一般財源総額確保については「地方の要望にかなり応えた」としていますが、国の制度創設や社会保障の自然増などによる点も含まれており、自治体の財政運営を楽にする要因とはいえません。

そんな中で、2020年度の地方財政計画の中では地方交付税に新たな算定費目として「地域社会再生事業費」を創設しています。総額4200億円、都道府県と市区町村に2100億円ずつ配分されます。事業費の算定方法は2つで、1つ目「人口構造の変化に応じた指標」では人口減少率や高齢者人口

比率を用いて、少子高齢化が進行している自治体の経費を割り増します。次に2つ目「人口集積の度合いに応じた指標」では、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い自治体の経費を割り増します。（人口密度4千人未満）

少子高齢化が進み人口密度の低い自治体が特に財源が多くなる印象で、太宰府市にとって2つの算定方法が当てはまるか、条件はかなりハードルが高いようにも感じます。現時点で財政当局においては今回創設された地域社会再生事業費の太宰府市への配分額をどの程度見込んでおられるのか伺います。